

基本規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第5条の2の規定に基づき、必要な事項を定める。

(遵守義務)

第2条 次の団体及び個人は、定款、本規則、その他本協会が定める諸規程（以下、単に「本協会の規程」という）並びにFIFA、AFC及びEAFFの諸規程並びにスポーツ仲裁裁判所（Court of Arbitration for Sport、以下「CAS」という。）の仲裁関連のほか、本協会、FIFA、AFC及びEAFF並びにCASの指示、指令、命令、決定及び裁定等を遵守する義務を負う。

(1) 本協会に加盟する以下の団体（以下、「加盟団体」という。）

- ① 都道府県サッカー協会
- ② 地域サッカー協会
- ③ 各種の連盟
- ④ 関連団体
- ⑤ Jリーグ

(2) 本協会に登録する加盟するチーム（準加盟チームを含む）

(3) 本協会に登録する以下の個人（以下、「選手等」という。）

- ① 選手
- ② 監督
- ③ コーチ
- ④ 審判
- ⑤ 本協会、加盟団体又は加盟チームの役職員その他の関係者

(遵守事項及び禁止事項)

第3条 加盟団体、加盟チーム及び選手等は、国際サッカー評議会が定めるサッカー競技規則並びにFIFAが定めるフットサル競技規則及びビーチサッカー競技規則を遵守しなければならない。

2 加盟団体、加盟チーム及び選手等は、FIFA又はAFCによって正式に定められかつ本協会並びに加盟団体、加盟チーム及び選手等が服すべきとされた国際カレンダー並びに国際試合又は国際大会に関する規定等を遵守しなければならない。

3 加盟団体、加盟チーム及び選手等は、フェアプレー、インテグリティ及びスポーツマンシップの原則に忠実でなければならない。

4 加盟団体、加盟チーム及び選手等は、本協会及びFIFAの承認なしに、他国の各国サッカー協会の領域におけるその主催試合及び競技会に参加してはならない。

5 加盟団体、加盟チーム及び選手等は、本協会及びFIFAの承認なしに、本協会以外の他国のサッカー協会に加盟してはならない。

6 加盟団体、加盟チーム及び選手等は、FIFAの承認なしに、FIFAへの非加盟国協会又は大陸連盟の暫定メンバーと、試合を含むスポーツ的な交流を持ってはならない。

7 加盟団体、加盟チーム及び選手等は、FIFAの諸規程に別段の定めがある場合を除き、サッカーに関連した紛争を通常の裁判所に提訴してはならない。

(中立性及び差別の禁止)

第4条 本協会は、政治的及び宗教的に中立な立場でなければならない。

2 人種、性、言語、宗教、政治その他の事由を理由とする国家、個人又は集団に対する差別は、いかなるものであれ厳格に禁止されるものとし、これに反する場合には、本協会の規程に従って懲罰を科すものとする。

(友好親善関係の促進)

第5条 本協会は、加盟団体、加盟チーム及び選手等間の友好親善関係の促進に努めるものとする。

(公式言語)

第6条 本協会の公式言語は、日本語とする。

(管轄権)

第7条 本協会は、サッカーに関連した国内的紛争事案（加盟団体、加盟チーム、選手等及びライセンスを

付与された試合エージェント間に生じた紛争)に関する管轄権を有する。

- 2 本協会は、F I F Aのみが、国際的紛争事案(異なる国のサッカー協会又は大陸連盟に所属する団体又は個人の間が生じた紛争)に関する管轄権を有することを認める。

(サッカーの定義)

第8条 本協会の規程においてサッカーとは、サッカー、フットサル、ビーチサッカー、その他関連競技を広義に指すものとする。

(スポーツ仲裁裁判所(CAS))

第9条 本協会は、加盟団体、加盟チーム、選手等、仲介人及びライセンスを付与された試合エージェントとの間での紛争を解決するために、スイスのローザンヌに本部のある独立したCASを承認する。

- 2 CASスポーツ関係仲裁規則の規定は、手続に適用される。CASは、F I F Aの種々の規定と、それに加えて、スイス法を適用する。

(CASの管轄)

第10条 本協会によって下された最終決定に対する不服申立は、当該決定の通知から21日以内にCASに提起されるものとする。

- 2 CASへの不服申立の提起は、すべての他の内部の手続が使い尽くされた後のみ、CASに対してなされることができる。
- 3 CASは、以下の事項から生ずる不服申立は取り扱わない。
 - (1) 競技規則の違反
 - (2) 4試合以下又は3ヶ月以内の出場停止
 - (3) 本協会又はAFCの規則に基づき認められた、独立かつ適法に構成された仲裁機関に対して不服申立をすることのできる決定
- 4 不服申立は、第1項の最終決定の効力を中断させる効果は有しないものとする。ただし、CASは、不服申立に基づいて、そのような中断させる効果を有する命令をすることができる。

(改正)

第11条 本規則の改正は、評議員会の決議を経て、これを行う。

(施行)

第12条 本規則は、2017年3月26日から施行する。